

第1章 計画の策定について

1 計画策定の目的

総務省が発表した令和元（2019）年10月1日現在の人口推計によると、我が国の総人口は1億2,616万7千人で、前年に比べ27万6千人（0.22%）の減少と9年連続で減少しています。一方、65歳以上の高齢者人口は3,588万5千人で、前年に比べ30万7千人の増加となり、総人口に占める割合も28.4%と過去最高となっています。

燕市においても人口減少、少子高齢化は進行しており、新潟県が発表した令和2（2020）年10月1日現在の高齢化率は新潟県平均の33.0%を下回るものの全国を上回り、31.5%となっています。

今後も、令和7（2025）年には団塊の世代が75歳以上の後期高齢者となり、令和22（2040）年には団塊ジュニア世代が65歳以上になるなど、人口の高齢化は、ますます進展していくことから、医療・介護へのニーズも増加していくことが見込まれます。

このような高齢者を取り巻く動向を踏まえ、国は高齢者が可能な限り住み慣れた地域で自立した日常生活を送るために、住まい、医療、介護、介護予防、日常生活支援が一体的に提供される「地域包括ケアシステム」を構築する取り組みを推進しています。

また、人口減少・少子高齢化や世帯の小規模化、一人ひとりの価値観や生活様式の多様化など、社会環境の変化により人と人とのつながりが希薄化し、家庭や地域で支え合う力が弱まりつつあります。福祉ニーズが多種多様化するなか、従来の高齢者支援や子育て支援、障がい者支援といった、制度・分野ごとの縦割りで整備されてきた公的なサービスだけでは対応が難しくなっています。そこで、制度・分野ごとの縦割りや「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えつながることで、住民一人ひとりが生きがいを感じられる「地域共生社会」の実現が求められています。

本市では、平成30（2018）年3月に策定した「燕市高齢者保健福祉計画・第7期介護保険事業計画」（以下、「第7期計画」という）において、令和7（2025）年までの中長期的な視点に立った施策の展開を見据え、高齢者が住み慣れた地域で快適な生活が営めるよう、総合的な施策展開を図り、地域包括ケアシステムの深化・推進に取り組んできました。

「燕市高齢者保健福祉計画・第8期介護保険事業計画」（以下、「第8期計画」という）は、地域共生社会の実現に向けた地域の包括的支援体制の基盤として、本市における地域包括ケアシステムの確立をめざし、令和22（2040）年までの中長期的な視野に立ちながら、高齢者福祉施策および介護保険事業の基本的な考え方やめざすべき取り組みなどの方向性を示すものです。

2 計画の位置づけ

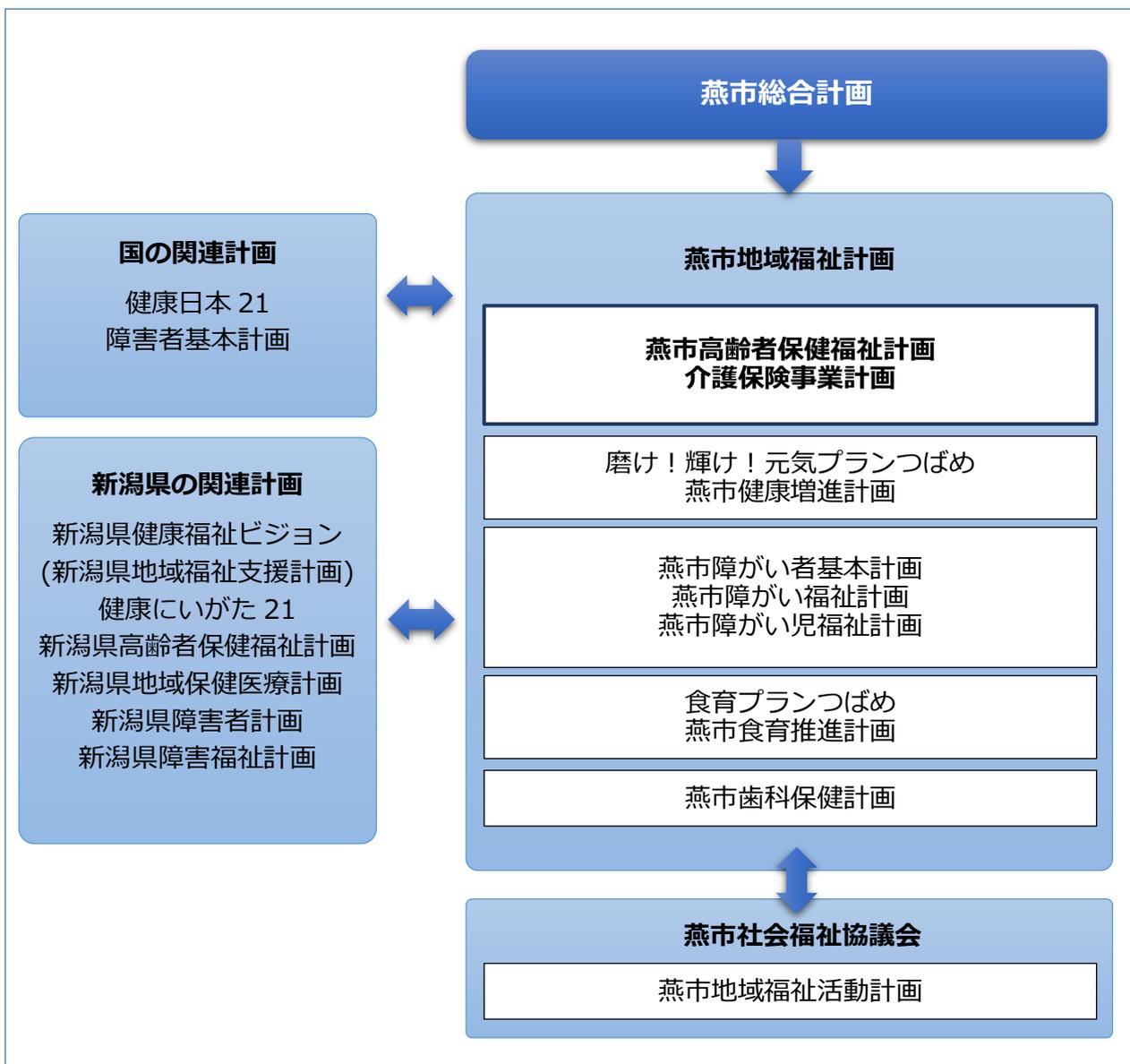
第8期計画は、「燕市総合計画」のもと、高齢者に対する保健福祉分野に関する燕市の指針をとりまとめるものです。

また、燕市地域福祉計画ならびに関連計画として燕市健康増進計画などの保健関連計画、燕市障がい者基本計画などの福祉関連計画との整合性を図っています。

「高齢者保健福祉計画」は、老人福祉法第20条の8に基づき策定しています。

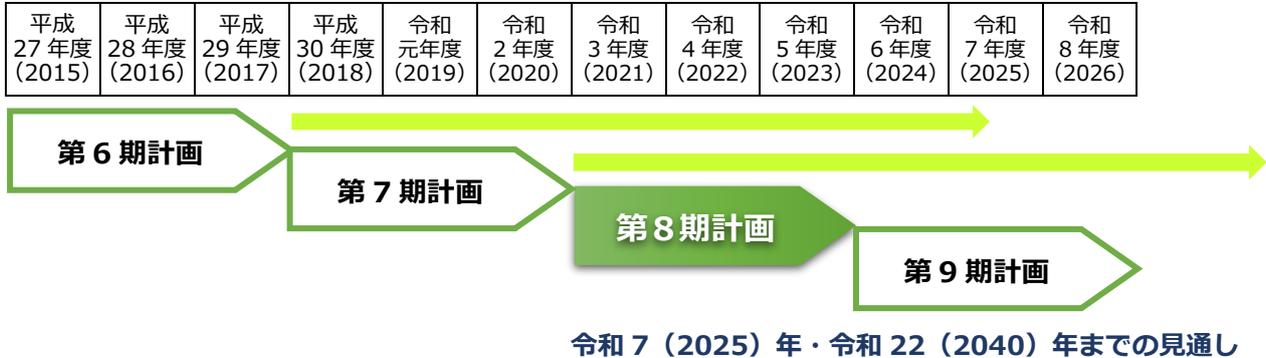
「介護保険事業計画」は、介護保険法第117条第1項に基づいた計画であり、高齢者保健福祉計画の一部として位置づけられ、両計画は一体的に策定されています。

計画の位置づけ



3 計画の期間

計画期間は令和3（2021）年度から令和5（2023）年度までの3年間とします。



4 第8期に向けた介護保険制度の改正

基本指針では、第6期（平成27～29年度）以降の市町村介護保険事業計画は、「地域包括ケア計画」と位置づけ、いわゆる団塊世代が75歳になる令和7（2025）年までの各計画期間を通じて地域包括ケアシステムを段階的に構築することとしています。

平成30（2018）年の介護保険制度の改正により、第7期計画では、地域包括ケアシステムの深化・推進に重点を置くとともに、介護保険制度の持続可能性の確保に向けた事業運営に取り組みました。

第8期計画では、第7期計画での目標や具体的な施策を踏まえ、地域共生社会の実現をめざして令和7（2025）年までに地域包括ケアシステムを確立するため、現役世代が急減する令和22（2040）年を念頭に、高齢者人口や介護サービスのニーズを中長期的に見据えて計画を策定しました。

第8期計画において充実する事項

- 2025・2040年を見据えたサービス基盤・人的基盤の整備
- 地域共生社会の実現
- 介護予防・健康づくり施策の充実・推進（地域支援事業等の効果的な実施）
- 有料老人ホームとサービス付き高齢者住宅に関する都道府県・市町村間の情報連携の強化
- 認知症施策推進大綱*等を踏まえた認知症施策の推進
- 地域包括ケアシステムを支える介護人材確保および業務効率化の取り組みの強化
- 災害や感染症対策に係る体制整備

* 認知症施策推進大綱：認知症施策推進関係閣僚会議において令和元（2019）年6月18日にとりまとめられたものであり、認知症の発症を遅らせ、認知症になっても希望を持って日常生活を過ごせる社会をめざし認知症の人や家族の視点を重視しながら「共生」と「予防」を車の両輪として施策を推進するものです。

5 計画の策定体制

(1) 策定体制

1. 燕市介護保険運営協議会

本計画の策定にあたっては、長寿福祉課が事務を担当し、保健、医療および福祉の関係者、学識経験者ならびに被保険者代表の15名で構成する燕市介護保険運営協議会において、現状の確認など、審議・検討を通してまとめ、県との調整を行いました。

2. 庁内関係部署との連携

計画策定にあたり、高齢者福祉事業および介護保険事業の運営主管である健康福祉部を中心に、庁内の各部局等と連携し、燕市における地域包括ケアシステムの整備と高齢者施策についての課題と目標を共有するとともに、県との連携を図りました。

(2) 市民意見の反映

1. 現状とニーズ把握のための調査の実施

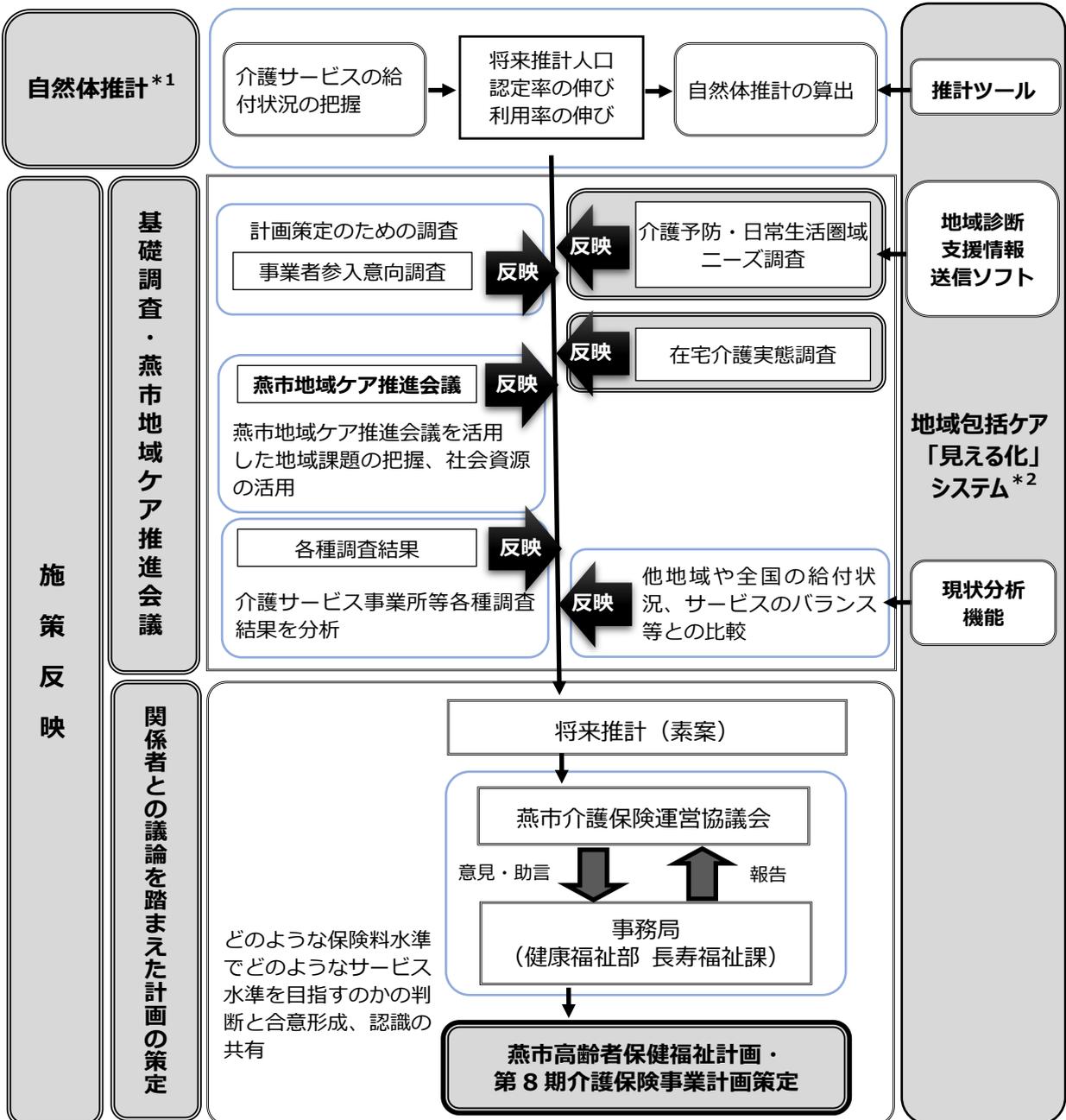
被保険者の市民を中心に、高齢者保健福祉サービス、介護保険サービスに関する利用意向や希望するサービスを把握するため、介護予防・日常生活圏域ニーズ調査および在宅介護実態調査を実施し、市民の要望・意見を収集するとともに市内介護事業所等に対して将来的な参入意向調査を実施しました。

2. パブリックコメントの実施

市民から幅広い意見を聴取するため、第8期計画の素案について、令和2(2020)年12月21日から令和3(2021)年1月15日の期間でパブリックコメントを実施しました。

(3) 計画の策定プロセス

計画の策定プロセスイメージ



*1 自然体推計：自然体推計の計算過程を確認、把握可能とすることを目的とし、全国値を用いてシステム上の推計を再現したファイルで、適切な将来推計作業を支援したものです。

*2 地域包括ケア「見える化」システム：市町村における介護保険事業計画等の策定・実行を総合的に支援するための情報システムです。